

佐呂間町第3期子ども・子育て支援事業計画(概要版)

計画策定の背景と目的

佐呂間町では、平成27年に「子ども・子育て支援法」に基づく『第1期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の量的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とした取組を計画的に行いました。また、令和2年には『第2期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、新たに「こども貧困対策」についても計画に盛り込み、取り組んできました。



この度、本計画が令和6年度末をもって終了することから、町民への子育て支援に関するニーズ調査を実施したうえで、再度、佐呂間町の現状と課題を分析・整理し、『第3期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法（第61条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「市町村次世代育成支援行動計画」、「市町村子ども・若者計画」、「市町村子どもの貧困対策推進計画」としての位置づけを担う計画として策定します。

本計画の策定にあたり、「第5期佐呂間町総合計画」を上位計画とし、「佐呂間町地域福祉計画」「佐呂間町障がい者福祉計画」「佐呂間町健康づくり行動計画」「社会教育中期計画」などの福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容も踏まえ、様々な分野の施策を総合的・一体的に推進していきます。

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画					第3期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画				

計画策定の推進体制

本計画の策定にあたり、幅広い立場からご意見をいただくため、保護者をはじめ教育関係者・子育てを支援する団体関係者で構成する「子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議を重ねました。

また、こども本人及び子育て当事者の意見やニーズを的確に反映させるため、就学前・小学校3年生までの児童の保護者を対象に「佐呂間町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（対象世帯146世帯、回収数69件、有効回収率47.2%）」を実施しました。

佐呂間町の人口推移

佐呂間町の人口は毎年減少が続き、令和6年度は4,616人で、令和2年度から、420人減少しています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率は減少し続けており、生産年齢人口比率は、ほぼ横ばいで推移しており、この傾向が今後も継続すると推計します。高齢者人口比率は、令和7年度をピークに令和11年度まで減少する見込みです。

人口区分	実績					推計				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年少人口	497	488	472	445	425	409	398	378	369	362
割合	9.9	9.9	9.9	9.5	9.2	9.0	9.0	8.6	8.6	8.7
生産年齢人口	2,576	2,486	2,411	2,375	2,350	2,310	2,287	2,260	2,226	2,184
割合	51.2	50.6	50.4	50.7	50.9	50.9	51.5	51.5	52.2	52.7
高齢者人口	1,963	1,943	1,903	1,869	1,841	1,819	1,753	1,751	1,671	1,599
割合	39.0	39.5	39.8	39.9	39.9	40.1	39.5	39.9	39.2	38.6
合計	5,036	4,917	4,786	4,689	4,616	4,538	4,438	4,389	4,266	4,145

※毎年、4月1日の佐呂間町の人口の変化を参考に将来の人口を推計しました。

基本理念

「こどもと親、地域で創ろう ふるさとサロマの未来」

基本目標

1

幼児期における教育・保育の推進

2

子ども・子育て支援の推進

3

母と子の健康・育成支援

4

安心・安全にこどもを守る取組

5

ワークライフバランスの実現に向けた推進

6

こども・若者のソーシャルインクルージョンの推進

基本目標 1 「幼児期における教育・保育の推進」

少子化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、こどもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。佐呂間町では、平成17年度、国の構造改革特別区域計画認定を受け、「佐呂間町いきいき子育て特区」により、幼保一体型の現在の佐呂間保育所を新設しました。

現在、町内における待機児童は発生していません。新規に施設確保等事業拡張を検討する必要性は高いものではありませんが、今後新たなニーズが発生した場合は、町全体の提供量を確保しつつ、認定こども園など幼稚園機能を有する施設の設置について具体的に検討することとします。また、保育所と小学校との連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れるよう努めます。

◆◆施策（主な取組）◆◆

- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- ・保育所・小学校連携等の取組の推進



基本目標 2 「子ども・子育て支援の推進」

地域子ども・子育て支援事業は、すべてのこどもや子育て家庭を対象とし、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子育ては、こどもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちを目指します。

◆◆施策（主な取組）◆◆

- ・地域子ども・子育て支援事業



基本目標 3 「母と子の健康・育成支援」

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、質の高い保育を利用できるよう環境整備を行います。

また、母子の健康を確保する事を目的に乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実、保護者の育児不安の解消を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防も含め、妊娠期からの継続した支援に努めます。

◆◆施策（主な取組）◆◆

- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ・こどもや母親の健康の確保



基本目標 5 「ワークライフバランスの実現に向けた推進」

子育て期において、お父さんお母さんが充実した生活を送るためには、仕事と家庭の時間のバランスが大切であり、多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方を見直すことが必要です。このため、国や道、関係団体、地域住民と連携を図りながら、啓発や情報の提供に努めます。

また、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援対策の充実が求められていることから、ニーズに応じた教育・保育サービス等の充実を図ります。

◆◆施策（主な取組）◆◆

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・仕事・子育ての両立のための基盤整備



基本目標 4 「安全・安心にこどもを守る取組」

児童虐待をはじめとしたこどもに関わる様々な問題は、こどもの権利を侵害し、こどもの心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、予防・早期発見・早期対応が求められています。このため、全てのこどもの健やかな成長や支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域の関係機関が連携・協力した総合的な支援に努めます。

また、ひとり親家庭のこどもの健全な育成を目的に、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供に努めます。

◆◆施策（主な取組）◆◆

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進



基本目標 6 「こども・若者のソーシャルインクルージョンの推進」

こどもや若者の現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、各関係機関が連携・協力し、相談支援体制の充実、こども・若者の居場所づくりの整備に努めます。

また、障がいの原因となる疾病や事故の防止及び早期発見を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組み、不安の解消に努めます。

さらに、発達障がいのあるこどもやその家族のニーズに応じた一貫した支援を行うことができる体制の充実を図ります。

◆◆施策（主な取組）◆◆

- ・こども・若者を支える施策の推進
- ・障がい児・発達障がいのあるこどもへの適切な支援体制
- ・障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の促進



地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性の認定にかかわらず利用できます。

事業名	事業の内容	令和 11 年度 確保量
時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う時間外保育需要に対応するための保育事業です。	事業実施を 検討
放課後児童健全育成事業 …児童クラブ【児童館併設】	保護者が就労等により、昼間自宅にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。	55 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。	事業実施を 検討
地域子育て支援拠点事業	親子の遊び場の提供、子育て相談、親子遊びの講座等を行う事業です。佐呂間保育所内に「子育て支援センター」を設置し事業展開しています。	218 人
一時預かり事業 (幼稚園以外) …一時保育事業	生後6ヶ月以上の子どもを対象に、パート就労や病気、出産、介護、冠婚葬祭のほか、「育児に疲れた」「地域活動に参加する」といった場合に保育所を一時的に利用できる事業です。	100 人
病児保育事業	病気にかかっている、また病気が回復期にある生後6ヶ月から小学校3年生までの子どもを病院や保育施設等で看護師等が一時的に預かる事業です。	事業実施を 検討
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子育ての手助けがほしい「依頼会員」と、手助けしたい「援助会員」をつなぐ事業で、地域で子育てを助け合う住民同士の会員組織です。	事業実施を 検討
妊婦健康診査事業 (妊婦一般健康診査費助成事業)	健診費用を助成し、異常の早期発見、早期治療等を促し、母子の健康確保に取り組む事業です。国の制度を拡大し 14 回分の妊婦健診と 11 回分の超音波(エコー)検査の受診票を交付します。	270 回
乳幼児家庭全戸訪問事業	乳児がいる町内全家庭を保健師が訪問し、子育て不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行う事業です。生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や養育環境の把握に努めます。	24 人
養育支援訪問事業	養育支援が必要と認められる家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の確保を実施する事業です。	24 件
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	子育てに関する諸問題に対し、相談や助言を行い関係機関と連携しながら、育児不安等の解消に努める事業です。	1 箇所
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	事業実施を 検討
多様な事業者の参入促進・能力開発活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。	事業実施を 検討

事業名	事業の内容	令和 11 年度 確保量
児童育成支援拠点事業 【新規】	養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。	事業実施を 検討
親子関係形成支援事業 【新規】	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。	事業実施を 検討
子育て世帯訪問事業 【新規】	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。	事業実施を 検討
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【新規】	保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童との関わりや、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。	事業実施を 検討 令和 8 年度 実施予定
産後ケア事業	産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、日帰り型、宿泊型でケアを受けることができます。	20 回
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・産婦や配偶者、特に0歳～2歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行う事業です。	72 回

佐呂間町 第3期子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行年月：令和7年3月

発行：佐呂間町

編集：保健福祉課

住所：〒093-0592

北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

電話：01587-2-1212

